

医療保健業を行う非営利法人に関する税制一覧表

厚生労働省医政局調べ

	税項目	適用	【参考】 株式会社	医療法人	特別医療法人	特定医療法人	公益法人	社会福祉法人	学校法人	
国税	所得税	清算所得税・みなし配当課税・譲渡所得課税 (移行時に課せられる所得税)	課税	課税	(特定医療法人を準用し非課税となっている)	(昭和39年「租税特別措置法第67条の2の適用を受けるための社団たる医療法人の組織変更について」により非課税となっている)	非課税	非課税	非課税	
	所得税	個人の寄付に係る所得控除	所得控除不可	所得控除不可	所得控除不可	所得控除不可	特定公益増進法人(※)と認められた場合に限り、寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得25%が限度)	寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得25%が限度)	寄付金から1万円を引いた額の所得控除が可(年間所得25%が限度)	
	法人税	企業の寄附に係る損金算入	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	一般の寄付金としての限度額の計算に含める	特定公益増進法人(※)と認められた場合に限り、一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可	一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可	一般寄付金と同額まで別枠で損金算入可	
	法人税	医療保健業 収益事業	課税:30%	課税:30%	課税:30%	課税:22%	課税:22% (財)船員保険会等は非課税	非課税	非課税	
地方税	法人事業税	社会保険診療に係る収入	○資本金又は出資金が1億円を超える場合 ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2% ・所得割:400万円以下3.8%、400万円超800万円以下5.5%、800万円超7.2% ○資本金又は出資金が1億円以下の場合 ・所得割:400万円以下5%、400万円超800万円以下7.3%、800万円超9.6%	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	
		社会保険診療以外の収益事業	課税:400万円以下5%、400万円超6.6%	課税:400万円以下5%、400万円超6.6%	課税:400万円以下5%、400万円超6.6%	課税:400万円以下5%、400万円超6.6%	課税:400万円以下5%、400万円超800万円以下7.3%、800万円超9.6% (財)船員保険会等は非課税	非課税	非課税	
	不動産取得税	医療の用に供する不動産	課税:4%	課税:4%	課税:4%	課税:4%	課税:4%	非課税	課税:4%	
		医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産	課税:4%	課税:4%	課税:4%	非課税	非課税	非課税	非課税	
	固定資産税 都市計画税	医療の用に供する不動産	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	非課税	課税:1.4% 0.3%
		医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	課税:1.4% 0.3%	非課税	非課税	非課税	非課税	
	道府県民税	道府県にある法人に対して課税されるもの	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~80万円	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~80万円	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~80万円	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~80万円	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~80万円	法人税割の税率:法人税の5% 均等割額(資本金額):2~80万円	済生会、北社協:非課税 医療保健業収入が90%未満:非課税	医療保健業収入が90%未満:非課税
	市町村民税	市町村内に事務所又は事業所を有する法人に対して課税されるもの	法人税割の税率:法人税の12.3% 均等割額(資本金額及び従業者数):5~300万円	法人税割の税率:法人税の12.3% 均等割額(資本金額及び従業者数):5~300万円	法人税割の税率:法人税の12.3% 均等割額(資本金額及び従業者数):5~300万円	法人税割の税率:法人税の12.3% 均等割額(資本金額及び従業者数):5~300万円	法人税割の税率:法人税の12.3% 均等割額(資本金額及び従業者数):5~300万円	法人税割の税率:法人税の12.3% 均等割額(資本金額及び従業者数):5~300万円	済生会、北社協:非課税 医療保健業収入が90%未満:非課税	医療保健業収入が90%未満:非課税

※特定公益増進法人とは、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与する法人をいう。

## 租税特別措置法に規定される特定医療法人の主な要件

根拠規定	租税特別措置法第67条の2第1項	
承認	国税庁長官の承認	
定義	医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運用されていることについて国税庁長官の承認を受けたもの	
法人形態	財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの	
役員 の 構成	理事	6名以上
	監事	2名以上
	評議員	理事の数の2倍以上（12名以上）
同族 要件	出資比率	（出資持分なし）
	社員比率	1/3以下（※モデル定款で規定）
	役員（理事・監事・評議員）比率	役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること
特別利益供与の禁止	設立者、役員等、社員又はこれらの者の親族等に対し、特別の利益を与えないこと	
残余財産の帰属	国、地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る）	
法令違反	法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと	
役職員の給与制限	役職員一人につき年間の給与総額が3,600万円を超えないこと	
医業 に係る 収入 要件	社会保険診療に係る収入	社会保険診療に係る収入金額（労災保険・健康診査に係る収入を含む。）の合計額が、全収入金額の8割を超えること
	自費患者に対する請求額	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること
	医療に係る経費	医療診療収入は、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること
特別の療養環境（差額ベッド）に係る病床数の規制	各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数がその医療施設の有する病床数の100分の30以下であること	
医療 施設 の 要件	病院に係る要件	40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること
	※いずれかの要件を満たすこと	救急告示病院であること
	診療所に係る要件	救急告示診療所であって、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること
定期報告制度	各事業年度終了後3ヶ月以内に基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書を税務署経由で国税庁に提出	

## 特別医療法人が行える収益業務について

### 1. 現状の制度

現在、特別医療法人が行うことができる収益業務は、日本標準産業分類に定めるもののうち、

- ①農業、②林業、③漁業、④製造業、⑤情報通信業、⑥運輸業、⑦卸売・小売業、⑧不動産業（「建物売買業、土地売買業」を除く）、⑨飲食店・宿泊業、⑩医療・福祉（病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第42条各号に掲げるものを除く）、⑪教育・学習支援業、⑫複合サービス事業、⑬サービス業

### 2. 考え方

産業分類	認めない場合の理由
農 業	○
林 業	○
漁 業	○
鉱 業	設備産業であり、その性質上外部からの借入金に依存し、財務体質を悪化させる可能性がある。
建設業	設備産業であり、その性質上外部からの借入金に依存し、財務体質を悪化させる可能性がある。
製造業	○
電気・ガス・熱供給・水道業	設備産業であり、その性質上外部からの借入金に依存し、財務体質を悪化させる可能性がある。
情報通信業	○
運輸業	○
卸売・小売業	○
金融・保険業	金融・保険業は、資金の融通、保険料の払込・支払を反復継続して行うため、負債比率が必然的に大きくなり、財務体質を悪化させる可能性がある。
不動産業(建物売買業、土地売買業を除く)	建物売買業、土地売買業については、不動産を買い入れて販売するため、継続的に外部からの借入金が必要となることから、財務体質を悪化させる可能性がある。
飲食店、宿泊業	○
医療、福祉	○
教育、学習支援業	○
複合サービス事業	○
サービス業	○
公 務	官公署の本来業務であり、医療法人が行うことができない。
分類不能の産業	日本標準産業分類において、具体的な内容が定められていない。

## ○関係法令

### 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)

#### 第42条

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務を行うことができる。

- 一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の2分の1を超えて含まれることがないことその他公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生労働省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。

#### 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務(平成10年3月27日厚生省告示第108号)

(法第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める業務)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であって、次の要件に該当するものとする。

- 一 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上業務と認められる程度のものであること。
- 二 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないこと。
- 三 経営が投機的に行われるものでないこと。
- 四 当該業務を行うことにより、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(以下「病院等」という。)の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。
- 五 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

(収益業務の種類)

第2条 収益業務の種類は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 農業
- 二 林業
- 三 漁業
- 四 製造業
- 五 情報通信業
- 六 運輸業
- 七 卸売・小売業
- 八 不動産業(「建物売買業、土地売買業」を除く。)
- 九 飲食店、宿泊業
- 十 医療、福祉(病院、診療所又は介護老人保健施設に係るもの及び医療法第42条各号に掲げるものを除く。)
- 十一 教育、学習支援業
- 十二 複合サービス事業
- 十三 サービス業

(収益業務の範囲)

第3条 前条各号に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものを含まないものとする。

## ○収益業務の医療提供への影響

### 1. 治療の効果を高める（配食サービス）

糖尿、胃潰瘍、貧血、高脂血症、痛風等、栄養・食事の管理が必要な外来患者に対し、適切な献立による配食サービス等を行うことにより、治療の効果が高まる。

- ・ 消化器科等の診療科では、食事療法や食事に関してノウハウがある。収益業務として認められることで、こうしたノウハウを商品・サービスとして提供することが可能。（特別医療法人以外の医療法人）
- ・ 将来、家庭への配食を行うことを目指している。（特別医療法人）

### 2. 優れた管理手法の活用（出版）

医療提供の管理手法等の優れたマニュアル等を出版し、広く情報提供することは、多くの医療機関の医療の質の向上につながる。

- ・ 収益業務としては、出版や情報提供がいいのではないか。マニュアル等はいろいろと他の病院等からも要望がある。（特別医療法人以外の医療法人）

### 3. 患者のQOLの向上（医療関連物品販売）

義肢・補聴器・尿取りパッド等の医療関連の物品販売に対しては患者からの希望が多い。往診時にこれらを販売することにより、療養中の患者のQOLが向上する。

- ・ 現場でも義肢・補聴器等の医療関連の物品販売に対しては、患者からの希望が多く、往診の時などに販売することは、患者サービスの向上につながる。（特別医療法人）
- ・ 例えば往診時に尿取りパッドが欲しい、いい歯ブラシが欲しいといった患者ニーズへの対応という側面が大きい。収益業務を行うことにより、幅広い患者ニーズに対応していける。（特別医療法人）

### 4. 患者ごとの適切な治療計画（医療関連物品販売）

医療は、それぞれの患者ごとに疾病や症状、家族を含めた生活様式に合わせた治療の計画を立てる。医療関連の物品販売によって得た嗜好や購買履歴の情報に基づき、患者の生活様式等を把握し、患者にとって最適な治療計画をたてることができる。

- ・ 院内に法人直営の医療福祉ショップをオープンさせた。ここでは介護保険における福祉用具貸与事業所の役割も担っている。福祉用具のほかコンタクトレンズや万歩計などの医療用具、寝具、紙おむつ、健康関連の書籍、癒し系のCDなどを販売している。これら販売データは、医療側のオーダリングシステムの患者情報、介護側の管理システムなどとリンクし、当法人全施設をオンラインで結ぶコンピュータネットワーク内で共有できるものとした。（特別医療法人）

## 認定医療法人の資産管理について（考え方）

平成 16 年 12 月「医療法人制度改革の基本的な方向性について（主な論点の整理）」

- 認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われないことを条件として、預け入れ先に関する規制（国公債や確実な有価証券であることなど）を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。

(参考)

(別紙)

## 各種の非営利法人制度における資産管理について（比較）

<p>医療法人 (医療法)</p>	<p><u>病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について</u> (平成2年3月1日健政発第110号)</p> <p>別添 医療法人運営管理指導要綱</p> <p>Ⅲ 管理</p> <p>2 資産管理</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</li><li>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</li><li>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</li><li>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</li><li>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</li><li>6 <u>現金は、日本郵政公社、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</u></li></ol> <p><u>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について</u> (昭和61年6月26日健政発第410号)</p> <p>別添4 社団医療法人モデル定款</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本団体の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) . . .</li><li>(2) . . .</li></ol> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>
-----------------------	--

<p>社会福祉法人 (社会福祉法)</p>	<p><u>社会福祉法人の認可について(通知)</u> (平成12年12月1日障第890号/社援第2618号/老発第794号/児発第908号)</p> <p>別紙1 社会福祉法人審査基準</p> <p>第2 法人の資産 3 資産の管理 <u>資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管することとし、その旨を定款に明記すること。</u></p> <p>別紙2 社会福祉法人定款準則</p> <p>第三章 資産及び会計</p> <p>第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。</p> <p>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。</p> <p>第14条 基本財産を処分し、又は担保に提供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、所轄庁の承認は必要としない。</p> <p>第15条</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。</p>
	<p><u>社会保障審議会福祉部会意見書(平成16年12月8日)</u></p> <p>Ⅳ 見直しの具体的内容</p> <p>1 社会福祉法人制度の見直しについて</p> <p>(2) 経営の自律性の強化</p> <p>(iii) 行政関与の簡素・弾力化</p> <p>(ア) 基本財産の担保提供手続の簡素化</p> <p>○ 社会福祉法人は、基本財産を民間金融機関へ担保に提供する場合には所轄庁の承認を受けなければならないこととされているが、所轄庁によっては一律に承認しない取扱いとしているところもある。</p> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構との協調融資の場合は民間金融機関への担保提供であっても承認が不要とされたが、それ以外の場合であっても、法人経営の自律性、資金調達を高める観点から、目的の妥当性、必要性、方法の妥当性、意志決定の適法性等を考慮して判断し、承認すべきである。</p>

<p>学校法人 (私立学 校法)</p>	<p>寄附行為変更の届出の取扱いについて (平成 15 年 3 月 31 日高私行第 9 号)</p> <p>参考 学校法人寄附行為作成例</p> <p>第五章 資産及び会計</p> <p>第 25 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産 (及び収益事業用財産) とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> <p>第 26 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。</p> <p>第 27 条 <u>基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。</u></p>
------------------------------	---